

[宛先]町田市地域福祉部指導監査課 (FAX番号 050-3085-0996 Eメールfukushi040\_05@city.machida.tokyo.jp)

別紙 1 - 1

[送信者] **事業所名** : **電話番号** : **事業開始年月日** :  
**事業所住所** : **FAX番号** : **事業の形態** : 児童発達支援・放課後等デイサービス  
**定員** : **人 現員** : **人**

**従業者名簿** ( **年** **月分** ) **児童発達支援・放課後等デイサービス** [担当者名]

職種	氏名	勤務形態 (該当項目に○)	採用年月日	保有資格 (資格取得日) [児童発達支援管理責任者・ 児童指導員・保育士]	実務経験及び年数 (児童発達支援管理責任者・ 障害福祉サービス経験者)	相談支援従事者 初任者研修 (講義部分)	児童発達支援 管理責任者研修	月合計 勤務時間	うち当該事業所 の勤務時間	その他 (兼務の職種・兼務の事業 所等)
記入例	町田 一郎	☉ 非・兼	2016年4月1日	社会福祉士 (2010年5月1日)	生活介護施設○○生活支援員 (6年)	○ 受講 未受講	○ 修了 未修了	160 時間	160 時間	
管理者		常・非・兼						時間	時間	
児童発達支援管理責任者		常・非・兼				○ 受講 未受講	○ 修了 未修了	時間	時間	
児童発達支援管理責任者		常・非・兼				○ 受講 未受講	○ 修了 未修了	時間	時間	
		常・非・兼						時間	時間	
		常・非・兼						時間	時間	
		常・非・兼						時間	時間	
		常・非・兼						時間	時間	
		常・非・兼						時間	時間	
		常・非・兼						時間	時間	
		常・非・兼						時間	時間	
		常・非・兼						時間	時間	
		常・非・兼						時間	時間	
		常・非・兼						時間	時間	
		常・非・兼						時間	時間	
合計 (管理者・児童発達支援管理責任者を除く)								時間	時間	

※事業の種類ごとに作成してください。また、名簿の欄が足りない場合は、この用紙をコピーしてお使いください。

[宛先]町田市地域福祉部指導監査課 (FAX番号 050-3085-0996 Eメールfukushi040\_05@city.machida.tokyo.jp)

別紙1-1

[送信者] 事業所名 : 放課後等デイサービス事業所〇〇 電話番号 : 000-000-0000 事業開始年月日 : 2014年10月1日  
 事業所住所 : 町田市〇〇〇〇-00-00 FAX番号 : 000-000-0000 事業の形態 : 児童発達支援・放課後等デイサービス  
 定員 : 10人 現員 : 10人

従業者名簿の記入方法 ( 2017年 7月分) 児童発達支援・放課後等デイサービス [担当者名] 〇〇 〇〇

職種	氏名	勤務形態 (該当項目に○)	採用年月日	保有資格(資格取得日) [児童発達支援管理責任者・児童指導員・保育士]	実務経験及び年数 (児童発達支援管理責任者・障害福祉サービス経験者)	相談支援従事者 初任者研修 (講義部分)	児童発達支援 管理責任者研修	月合計 勤務時間	うち当該事業所 の勤務時間	その他 (兼務の職種・兼務の事業 所等)
管理者	町田 一郎	常・非・兼	2014年10月1日	/	/	/	/	160 時間	60 時間	放課後等デイサービス事業所〇〇指導員
児童発達支援管理責任者	堺 二美	常・非・兼	2014年10月1日	社会福祉士 (2010年5月1日)	生活介護事業所〇〇生活支援員 (8年)	○ 受講 未受講	○ 修了 未修了	160 時間	160 時間	
児童発達支援管理責任者		常・非・兼				受講 未受講	修了 未修了	時間	時間	
児童指導員	忠生 三子	常・非・兼	2014年10月1日	—	生活介護事業所〇〇生活支援員 (6年)	/	/	160 時間	160 時間	
保育士	鶴川 四実	常・非・兼	2014年10月1日	保育士 (2010年4月1日)	—	/	/	80 時間	80 時間	
障害福祉サービス経験者	南 五夫	常・非・兼	2014年10月1日	—	生活介護事業所〇〇生活支援員 (10年)	/	/	40 時間	40 時間	
指導員	相原 六男	常・非・兼	2014年10月1日	—	—	/	/	160 時間	100 時間	放課後等デイサービス事業所〇〇管理者
機能訓練担当職員	小山 七也	常・非・兼	2014年10月1日	理学療法士 (2008年4月1日)	—	/	/	40 時間	40 時間	
合計								800 時間	640 時間	

<記入上の注意点>

①略記号

表中の略記号の正式名称は下記のとおりです。  
 【勤務形態】常：常勤、非：非常勤、兼：兼務

②「氏名」欄

職種欄に該当する職員の氏名を記入してください。

③「採用年月日」欄

貴事業所が採用した年月日を記載してください。

④「保有資格」「業務経験(年数)」欄

- ・児童発達支援管理責任者の要件を満たす資格(取得年月日)及び実務経験の内容・経験年数
- ・児童指導員の要件を満たす資格(取得年月日)、又は、実務経験の内容・経験年数
- ・障害福祉サービス経験者の要件を満たす実務経験の内容・経験年数
- ・保育士・機能訓練担当職員の要件を満たす資格(取得年月日)

を記入してください。

⑤「月合計勤務時間」欄

実地指導日の前月1か月間に勤務した時間数(合計時間)を記入してください(他事業所での勤務時間も含む)。

⑥「うち当該事業所の勤務時間」欄

実地指導日の前月1か月間に貴事業所で勤務した時間数(合計時間)を記入してください。

⑦「その他(兼務の職種・兼務の事業所等)」欄

兼務している業務等がある場合は記入してください。また、福祉専門職員配置等加算がある場合は、その旨を福祉専門職員として配置している職員の欄に記載してください。

## 従業者等の勤務実績

( 年 月 )

サービス種類	事業所・施設名		勤務日																												4週合計	週平均の勤務時間						
	定員	人	前年度の平均実利用者数	人	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26			27	28				
管理者		常・非・兼																																				
児童発達支援管理責任者		常・非・兼																																				
児童発達支援管理責任者		常・非・兼																																				
		常・非・兼																																				
		常・非・兼																																				
		常・非・兼																																				
		常・非・兼																																				
		常・非・兼																																				
		常・非・兼																																				
直接処遇職員計																																						
		常・非・兼																																				
		常・非・兼																																				
		常・非・兼																																				
サービス提供時間																																						
利用児童数																																						
1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数（就業規則上に定める時間数）																																						

常勤換算後の人数 サービス提供責任者、従業者の週平均の勤務時間の合計時間数を、1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数（就業規則上に定める時間数）で割り、小数点以下第2位を切り捨てた数

注1 事業所ごと、サービスの種類ごとに作成してください。名簿の欄が足りない場合は、この用紙をコピーしてお使いください。

注2 「職種」欄は、直接サービス提供職員に係る職種を記載してください。「勤務形態」欄は、該当する項目に○印を付けてください。「勤務日」欄には、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。

記入例

従業者等の勤務実績 (2017年5月)

サービス種類	放課後等デイサービス		事業所・施設名	放課後等デイサービス事業所〇〇																												
定員	10人		前年度の平均実利用者数	9.2人																												
職種	氏名	勤務形態 (該当項目に○)	勤務日																												4週の合計	週平均の勤務時間
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
管理者	町田 一郎	常・非・兼	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0
児童発達支援管理責任者	堺 二美	常・非・兼	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0
児童発達支援管理責任者		常・非・兼																												0	0.0	
児童指導員	忠生 三子	常・非・兼	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0	
児童指導員	鶴川 四実	常・非・兼	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0	
保育士	南 五夫	常・非・兼	4			4	4			4			4	4			4			4	4			4			4	4		48	12.0	
生活支援員	相原 六男	常・非・兼		4	4	4				4	4	4				4	4	4					4	4	4				48	12.0		
障害福祉サービス経験者	小山 七也	常・非・兼	4		4		4			4	4		4																48	12.0		
障害福祉サービス経験者	矢部 八弘	常・非・兼		4						4																			16	4.0		
																													0	0.0		
																													0	0.0		
直接処遇職員計			24	24	24	24	24	0	0	24	24	24	24	24	0	0	24	24	24	24	24	0	0	24	24	24	24	24	0	0	480	120.0
事務員	小野路 九枝	常・非・兼	4		4		4			4	4	4			4		4		4		4		4		4		4		48	12.0		
																													0	0.0		
																													0	0.0		
サービス提供時間			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4		4		4		4		4		4		80.00			
利用児童数			8	10	9	10	8			7	10	10	10	9			10	8	7	10	10	10	9			10	10	9	10			
1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数 (就業規則上に定める時間数)																															40	

小数点第2位以下を切り上げてください。

実地指導日の前月の実績を記入してください。

自動計算されるので入力は不要です。

就業規則で定めている1週間の勤務時間数を

**常勤換算後の人数** サービス提供責任者、従業者の週平均の勤務時間の合計時間数を、1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数(就業規則上に定める時間数)で割り、小数点以下第2位を切り捨てた数

- 注1 事業所ごと、サービスの種類ごとに作成してください。名簿の欄が足りない場合は、この用紙をコピーしてお使いください。
- 注2 「職種」欄は、直接サービス提供職員に係る職種を記載してください。「勤務形態」欄は、該当する項目に○印を付けてください。「勤務日」欄には、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。

# 障害児通所給付費報酬算定(加算・減算)点検表

別紙2

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算・減算に該当)がある (算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。)

## 児童発達支援

事業所名:

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
児童発達支援給付費 (一)医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合	利用定員10人以下	2,885/日	主に小学校就学前の障がい児に対し、厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第2号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合			
	利用定員11人以上 20人以下	2,613/日				
	利用定員21人以上	2,486/日				
児童発達支援給付費 (二)医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合	利用定員10人以下	1,885/日				
	利用定員11人以上 20人以下	1,613/日				
	利用定員21人以上	1,486/日				
児童発達支援給付費 (三)医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合	利用定員10人以下	1,552/日				
	利用定員11人以上 20人以下	1,280/日				
	利用定員21人以上	1,153/日				
児童発達支援給付費 (一)から(三)まで以外の場合	利用定員10人以下	885/日				
	利用定員11人以上 20人以下	613/日				
	利用定員21人以上	486/日				
児童発達支援給付費 (一)医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合	利用定員10人以下	2,754/日		小学校就学前の障がい児以外に対し、厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第2号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合		
	利用定員11人以上 20人以下	2,513/日				
	利用定員21人以上	2,404/日				
児童発達支援給付費 (二)医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合	利用定員10人以下	1,754/日				
	利用定員11人以上 20人以下	1,513/日				
	利用定員21人以上	1,404/日				
児童発達支援給付費 (三)医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合	利用定員10人以下	1,421/日				
	利用定員11人以上 20人以下	1,180/日				
	利用定員21人以上	1,071/日				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
児童発達支援給付費 (一)から(三)まで以外の場合	利用定員10人以下	754/日	小学校就学前の障がい児以外に対し、厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第2号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合			
	利用定員11人以上 20人以下	513/日				
	利用定員21人以上	404/日				
児童発達支援給付費(重症心身障がい児)	利用定員5人	2,098/日	重症心身障がい児に対し、厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第2号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合			
	利用定員6人	1,757/日				
	利用定員7人	1,511/日				
	利用定員8人	1,326/日				
	利用定員9人	1,184/日				
	利用定員10人	1,069/日				
	利用定員11人以上	837/日				
共生型児童発達支援給付費		591/日	共生型児童発達支援の事業を行う事業所が児童発達支援を行った場合			
定員超過減算		70/100	(1)1日の利用者の数が次の数を超えた場合 ①利用定員50人以下:利用定員の150% ②利用定員51人以上:(利用定員-50)×25%+25 (2)過去3ヶ月間の利用者の平均が次の場合 直近過去3ヶ月の平均利用人員が、利用定員の125%を超過(ただし、利用定員が11人以下の場合は当該利用定員に3を加えた数を超過した場合)			
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき児童指導員、保育士等の員数が基準を満たしていない場合 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内の場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間			
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	(イ)が適用された月から3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間			
児童発達支援管理責任者欠如減算	児童発達支援管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間			
	児童発達支援管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	上記が適用された月から5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間			
児童発達支援計画未作成減算	児童発達支援計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間			
	児童発達支援計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	上記が適用された月から3か月以上連続して当該状態が解消されていない場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間			
自己評価結果等未公表減算		85/100	サービスの質の評価及び、その評価を受けての改善内容をインターネット等により公表及び都へ届出していない場合			
開所時間減算	開所時間4時間未満	70/100	運営規程に定められている営業時間(送迎に要する時間を除く)が4時間未満の場合			
	開所時間4時間以上 6時間未満	85/100	運営規程に定められている営業時間(送迎に要する時間を除く)が4時間以上6時間未満の場合			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
身体拘束廃止未実施減算		5 / 日	次の①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施			
児童指導員等加配加算(障がい児)	専門職員(理学療法士等)の場合	利用定員10人以下	187 / 日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①主として重症心身障がい児を通わせる事業所でない ②基準の従業者数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤換算)している ③経過措置として障害福祉サービス経験者を配置する事業所において、基準の従業者数と②の加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2人以上配置(常勤換算)している(理学療法士等を配置又は児童指導員等を配置する場合)		
		利用定員11人以上20人以下	125 / 日			
		利用定員21人以上	75 / 日			
	児童指導員等の場合	利用定員10人以下	123 / 日			
		利用定員11人以上20人以下	82 / 日			
		利用定員21人以上	49 / 日			
	その他の従業者の場合	利用定員10人以下	90 / 日			
		利用定員11人以上20人以下	60 / 日			
		利用定員21人以上	36 / 日			
児童指導員等加配加算(重症心身障がい児)	専門職員(理学療法士等)の場合	利用定員5人	374 / 日	以下の及び②を満たしている場合 ①児童発達支援給付費(重症心身障がい児)を算定している ②基準の従業者数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤換算)している		
		利用定員6人	312 / 日			
		利用定員7人	267 / 日			
		利用定員8人	234 / 日			
		利用定員9人	208 / 日			
		利用定員10人	187 / 日			
		利用定員11人以上	125 / 日			
	児童指導員等の場合	利用定員5人	247 / 日			
		利用定員6人	206 / 日			
		利用定員7人	176 / 日			
		利用定員8人	154 / 日			
		利用定員9人	137 / 日			
		利用定員10人	123 / 日			
		利用定員11人以上	82 / 日			
	その他の従業者の場合	利用定員5人	180 / 日			
		利用定員6人	150 / 日			
		利用定員7人	129 / 日			
		利用定員8人	113 / 日			
		利用定員9人	100 / 日			
		利用定員10人	90 / 日			
		利用定員11人以上	60 / 日			
専門的支援加算(障がい児)	専門職員(理学療法士等)の場合	利用定員10人以下	187 / 日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援給付費を算定している ②基準の従業者数(児童指導員等加配加算を算定している場合は、加算の算定に必要な従業者の員数を含む)に加え、理学療法士等(保育士の場合は、5年以上児童福祉事業に従事した者)または児童指導員(5年以上児童福祉事業に従事した者)を1人以上配置(常勤換算)している ③通所支援計画を作成している		
		利用定員11人以上20人以下	125 / 日			
		利用定員21人以上	75 / 日			
	児童指導員等の場合	利用定員10人以下	123 / 日			
		利用定員11人以上20人以下	82 / 日			
		利用定員21人以上	49 / 日			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求			
専門的支援加算 (重症心身障がい児)	専門職員(理学療法士等)の場合	利用定員5人	374/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援給付費(重症心身障がい児)を算定している ②基準の従業者数(児童指導員等加配加算を算定している場合は、加算の算定に必要な従業者の員数を含む)に加え、理学療法士等(保育士の場合は、5年以上児童福祉事業に従事した者)または児童指導員(5年以上児童福祉事業に従事した者)を1人以上配置(常勤換算)している ③通所支援計画を作成している				
		利用定員6人	312/日					
		利用定員7人	267/日					
		利用定員8人	234/日					
		利用定員9人	208/日					
		利用定員10人	187/日					
		利用定員11人以上	125/日					
	児童指導員等の場合	利用定員5人	247/日					
		利用定員6人	206/日					
		利用定員7人	176/日					
		利用定員8人	154/日					
		利用定員9人	137/日					
		利用定員10人	123/日					
		利用定員11人以上	82/日					
看護職員加配加算	(Ⅰ)	利用定員5人	400/日	主として重症心身障がい児を通わせる事業所において、基準に定める員数に加え、看護職員を常勤換算で1名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出ており、かつ、医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供することができる旨をインターネットの利用等により広く公表している場合				
		利用定員6人	333/日					
		利用定員7人	286/日					
		利用定員8人	250/日					
		利用定員9人	222/日					
		利用定員10人	200/日					
		利用定員11人以上	133/日					
	(Ⅱ)	利用定員5人	800/日		主として重症心身障がい児を通わせる事業所において、基準に定める員数に加え、看護職員を常勤換算で2名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出ており、かつ、医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供することができる旨をインターネットの利用等により広く公表している場合			
		利用定員6人	666/日					
		利用定員7人	572/日					
		利用定員8人	500/日					
		利用定員9人	444/日					
		利用定員10人	400/日					
		利用定員11人以上	266/日					
共生型サービス体制強化加算	児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1人以上配置	181/日	以下の①～②の全てを満たしている場合 ①児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1人以上配置している ②地域に貢献する活動を行っている ※左記のいずれか1つの加算のみ算定					
	児童発達支援管理責任者を配置	103/日						
	保育士又は児童指導員を配置	78/日						
家庭連携加算	所要時間1時間未満	187/回	児童発達支援計画に基づき、あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合 ※月に4回を限度					
	所要時間1時間以上	280/回						
事業所内相談支援加算	(Ⅰ)	100/回	児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族等に対して療育に係る相談援助を行った場合 ※月に1回を限度 ※(Ⅰ)は個別、(Ⅱ)はグループでの相談支援を行った場合					
	(Ⅱ)	80/回						
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合					
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	15/日	常勤の児童指導員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所					
	(Ⅱ)	10/日	常勤の児童指導員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所					
	(Ⅲ)	6/日	児童指導員もしくは保育士のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所					



加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者の保護者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合(月に4回まで)		
特別支援加算		54/日	理学療法士、心理指導担当職員等を配置して、児童発達支援計画を踏まえた特別支援計画を作成し、計画的に機能訓練又は心理指導を行うものとして、都道府県知事に届け出た場合		
強度行動障害児支援加算		155/日	強度の行動障害を有する児童に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が指定児童発達支援を行った場合 ※児童発達支援給付費(重症心身障がい児)を算定している場合は算定しない		
個別サポート加算	(I)	100/日	乳幼児等サポート調査表のうち、次の①または②に該当する児童に対し、指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援を行った場合  ①4歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、2以上の項目について全介助を必要とするまたは一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、1以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に1回以上支援が必要の区分に該当すること。 ②3歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1以上の項目について全介助を必要とするまたは一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、それらの項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に1回以上支援が必要の区分に該当すること。		
	(II)	125/日	虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携(事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む)により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援した場合 ※障がい児への支援の状況等の連携先期間等との共有は年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管し、連携先機関等と共有する等、双方で共有すること。		
医療連携体制加算	(I)	32/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間未満である場合		
	(II)	63/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合		
	(III)	125/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が2時間以上である場合		
	(IV)	800/日 (利用者が1人)	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が4時間未満である場合		
500/日 (利用者が2人)					
400/日 (利用者が3人以上8人以下)					

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求		
医療連携体制加算	(V)	1,600/日 (利用者が1人)	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が4時間以上である場合				
		960/日 (利用者が2人)					
		800/日 (利用者が3人以上8人以下)					
	(VI)	500/日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算				
	(VII)	100/日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合。				
送迎加算	障がい児に対して実施	54/回	障がい児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合 ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。 ※児童発達支援給付費(医療的ケア児)を算定している事業所で、当該事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合、片道につき、さらに37単位を加算する。				
	重症心身障がい児に対して実施	37/回	送迎の際に、運転手に加え、基準の規定により置くべき職員(直接従事者に限る)を1以上配置しているとして都道府県知事に届け出た事業所が、重症心身障がい児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合 ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。				
延長支援加算	障がい児	1時間未満	次の①～③を全て満たすものとして都道府県知事に届け出た事業所で、児童発達支援計画に基づく児童発達支援等を行った場合 ① 運営規程に定められている営業時間(送迎時間を除く)が8時間以上である ② 営業時間の前後の時間(延長時間)において支援を行っている ③ 延長時間帯に、規定により置くべき基準の従業者(直接支援業務に従事する者に限る)を1以上配置している				
		1時間以上2時間未満		92/日			
		2時間以上		123/日			
	重症心身障がい児	1時間未満		128/日			
		1時間以上2時間未満		192/日			
		2時間以上		256/日			
関係機関連携加算	(I)	200/日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、児童発達支援計画作成に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合 ※算定は月1回を限度				
	(II)	200/日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、就学先等との連絡調整及び相談援助を行った場合 ※算定は1回を限度				
保育・教育等移行支援加算		500/回	地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所等を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障がい児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合。 ※算定は1回を限度 ※退所後に他の社会福祉施設等に入所等する場合は加算しない				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
福祉・介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の8.1%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅱ)	所定単位の5.9%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅲ)	所定単位の3.3%を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	<p>※(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。  <b>【必要要件】</b>①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p><b>【対象職種】</b>ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員(原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象)</p> <p><b>【キャリアパス要件Ⅰ】</b>福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【キャリアパス要件Ⅱ】</b>福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【キャリアパス要件Ⅲ】</b>経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【職場環境等要件】</b>平成27年4月から((Ⅱ)・(Ⅲ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の1.3%を加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合。 ※(Ⅱ)は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所		
	(Ⅱ)	所定単位の1.0%を加算			

# 障害児通所給付費報酬算定(加算・減算)点検表

別紙2

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算・減算に該当)がある (算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。)

## 児童発達支援(児童発達支援センター)

事業所名: \_\_\_\_\_

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求		
児童発達支援給付費(障がい児) (一)医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合	利用定員30人以下	3,086/日	厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第1号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合			
	利用定員31人以上 40人以下	3,005/日				
	利用定員41人以上 50人以下	2,930/日				
	利用定員51人以上 60人以下	2,859/日				
	利用定員61人以上 70人以下	2,830/日				
	利用定員71人以上 80人以下	2,804/日				
	利用定員81人以上	2,778/日				
児童発達支援給付費(障がい児) (二)医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合	利用定員30人以下	2,086/日	厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第1号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合			
	利用定員31人以上 40人以下	2,005/日				
	利用定員41人以上 50人以下	1,930/日				
	利用定員51人以上 60人以下	1,859/日				
	利用定員61人以上 70人以下	1,830/日				
	利用定員71人以上 80人以下	1,804/日				
	利用定員81人以上	1,778/日				
児童発達支援給付費(障がい児) (三)医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合	利用定員30人以下	1,753/日	厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第1号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合			
	利用定員31人以上 40人以下	1,672/日				
	利用定員41人以上 50人以下	1,597/日				
	利用定員51人以上 60人以下	1,526/日				
	利用定員61人以上 70人以下	1,497/日				
	利用定員71人以上 80人以下	1,471/日				
	利用定員81人以上	1,445/日				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
児童発達支援給付費(障がい児) (一)から(三)まで以外の場合	利用定員30人以下	1,086/日	厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第1号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合		
	利用定員31人以上 40人以下	1,005/日			
	利用定員41人以上 50人以下	930/日			
	利用定員51人以上 60人以下	859/日			
	利用定員61人以上 70人以下	830/日			
	利用定員71人以上 80人以下	804/日			
	利用定員81人以上	778/日			
児童発達支援給付費(難聴児) (一)医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合	利用定員20人以下	3,384/日	厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第1号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合		
	利用定員21人以上 30人以下	3,191/日			
	利用定員31人以上 40人以下	3,075/日			
	利用定員41人以上	2,975/日			
児童発達支援給付費(難聴児) (二)医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合	利用定員20人以下	2,384/日	厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第1号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合		
	利用定員21人以上 30人以下	2,191/日			
	利用定員31人以上 40人以下	2,075/日			
	利用定員41人以上	1,975/日			
児童発達支援給付費(難聴児) (三)医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合	利用定員20人以下	2,051/日	厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第1号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合		
	利用定員21人以上 30人以下	1,858/日			
	利用定員31人以上 40人以下	1,742/日			
	利用定員41人以上	1,642/日			
児童発達支援給付費(難聴児) (一)から(三)まで以外の場合	利用定員20人以下	1,384/日	厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第1号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合		
	利用定員21人以上 30人以下	1,191/日			
	利用定員31人以上 40人以下	1,075/日			
	利用定員41人以上	975/日			
児童発達支援給付費(重症心身障がい児)	利用定員15人以下	1,331/日	厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告第269号第1号)に適合するものとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発達支援を行った場合		
	利用定員16人以上 20人以下	1,040/日			
	利用定員21人以上	924/日			
地方公共団体が設置している場合	965/1000	地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
定員超過減算		70/100	(1)1日の利用者の数が次の数を超えた場合 ①利用定員50人以下:利用定員の150% ②利用定員51人以上:(利用定員-50)×25%+25 (2)過去3ヶ月間の利用者の平均が次の場合 直近過去3ヶ月の平均利用人員が、利用定員の125%を超過(ただし、利用定員が11人以下の場合は当該利用定員に3を加えた数を超過した場合)		
児童発達支援計画未作成減算	児童発達支援計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間		
	児童発達支援計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	上記が適用された月から3か月以上連続して当該状態が解消されていない場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間		
自己評価結果等未公表減算		85/100	サービスの質の評価及び、その評価を受けての改善内容をインターネット等により公表及び都へ届出していない場合		
開所時間減算	開所時間4時間未満	70/100	運営規程に定められている営業時間(送迎に要する時間を除く)が4時間未満の場合		
	開所時間4時間以上6時間未満	85/100	運営規程に定められている営業時間(送迎に要する時間を除く)が4時間以上6時間未満の場合		
身体拘束廃止未実施減算		5/日	次に掲げる①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施		
人工内耳装用児支援加算		利用定員20人以下	603/日	主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて、難聴児のうち人工内耳を装用している障がい児に対して、指定児童発達支援を行った場合	
		利用定員21人以上30人以下	531/日		
		利用定員31人以上40人以下	488/日		
		利用定員41人以上	445/日		
児童指導員等加配加算(障がい児)	専門職員(理学療法士等)の場合	利用定員30人以下	62/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援センターにおいて障がい児に対し指定児童発達支援を提供していること ②主として難聴児もしくは重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターではないこと ③基準の従業者数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤換算)している	
		利用定員31人以上40人以下	53/日		
		利用定員41人以上50人以下	42/日		
		利用定員51人以上60人以下	34/日		
		利用定員61人以上70人以下	29/日		
		利用定員71人以上80人以下	25/日		
		利用定員81人以上	22/日		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
児童指導員等 加配加算 (障がい児)	児童指導員等 の場合	利用定員30人以下	41/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援センターにおいて障がい児に対し指定児童発達支援を提供していること ②主として難聴児もしくは重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターではないこと ③基準の従業者数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤換算)している		
		利用定員31人以上 40人以下	35/日			
		利用定員41人以上 50人以下	27/日			
		利用定員51人以上 60人以下	22/日			
		利用定員61人以上 70人以下	19/日			
		利用定員71人以上 80人以下	16/日			
		利用定員81人以上	15/日			
	その他の従業者 の場合	利用定員30人以下	30/日			
		利用定員31人以上 40人以下	26/日			
		利用定員41人以上 50人以下	20/日			
		利用定員51人以上 60人以下	16/日			
		利用定員61人以上 70人以下	14/日			
		利用定員71人以上 80人以下	12/日			
		利用定員81人以上	11/日			
児童指導員等 加配加算 (難聴児)	専門職員(理学療法士等) の場合	利用定員20人以下	93/日	以下の①及び②を満たしている場合 ①主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて、難聴児に対して指定児童発達支援を提供している ②基準の従業者数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤換算)している		
		利用定員21人以上 30人以下	75/日			
		利用定員31人以上 40人以下	53/日			
		利用定員41人以上	42/日			
	児童指導員等 の場合	利用定員20人以下	62/日			
		利用定員21人以上 30人以下	49/日			
		利用定員31人以上 40人以下	35/日			
		利用定員41人以上	27/日			
	その他の従業者 の場合	利用定員20人以下	45/日			
		利用定員21人以上 30人以下	36/日			
		利用定員31人以上 40人以下	26/日			
		利用定員41人以上	20/日			
児童指導員等 加配加算 (重症心身障がい児)	専門職員(理学療法士等) の場合	利用定員20人以下	93/日	以下の①及び②を満たしている場合 ①主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターにおいて、重症心身障がい児に対して指定児童発達支援を提供している ②基準の従業者数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤換算)している		
		利用定員21人以上	75/日			
	児童指導員等 の場合	利用定員20人以下	62/日			
		利用定員21人以上	49/日			
	その他の従業者 の場合	利用定員20人以下	45/日			
		利用定員21人以上	36/日			
専門的支援加算 (障がい児)	理学療法士等 の場合	利用定員30人以下	62/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援センターにおいて障がい児に対し指定児童発達支援を提供していること ②基準の従業者数(児童指導員等加配加算を算定している場合は、加算の算定に必要な従業者の員数を含む)に加え、理学療法士等(保育士の場合は、5年以上児童福祉事業に従事した者)または児童指導員(5年以上児童福祉事業に従事した者)を1人以上配置(常勤換算)している ③通所支援計画を作成している		
		利用定員31人以上 40人以下	53/日			
		利用定員41人以上 50人以下	42/日			
		利用定員51人以上 60人以下	34/日			
		利用定員61人以上 70人以下	29/日			

加算・減算項目			算定単位	要件等(概要)	届出	請求
専門的支援加算 (障がい児)	理学療法士等の場合	利用定員71人以上 80人以下	25/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援センターにおいて障がい児に対し指定児童発達支援を提供していること ②基準の従業者数(児童指導員等加配加算を算定している場合は、加算の算定に必要となる従業者の員数を含む)に加え、理学療法士等(保育士の場合は、5年以上児童福祉事業に従事した者)または児童指導員(5年以上児童福祉事業に従事した者)を1人以上配置(常勤換算)している ③通所支援計画を作成している		
		利用定員81人以上	22/日			
	児童指導員等の場合	利用定員30人以下	41/日			
		利用定員31人以上 40人以下	35/日			
		利用定員41人以上 50人以下	27/日			
		利用定員51人以上 60人以下	22/日			
		利用定員61人以上 70人以下	19/日			
		利用定員71人以上 80人以下	16/日			
		利用定員81人以上	15/日			
専門的支援加算 (難聴児)	理学療法士等の場合	利用定員20人以下	93/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援給付費(難聴児)を算定している ②基準の従業者数(児童指導員等加配加算を算定している場合は、加算の算定に必要となる従業者の員数を含む)に加え、理学療法士等(保育士の場合は、5年以上児童福祉事業に従事した者)または児童指導員(5年以上児童福祉事業に従事した者)を1人以上配置(常勤換算)している ③通所支援計画を作成している		
		利用定員31人以上 40人以下	75/日			
		利用定員31人以上 40人以下	53/日			
	児童指導員等の場合	利用定員41人以上	42/日			
		利用定員20人以下	62/日			
		利用定員31人以上 40人以下	49/日			
		利用定員31人以上 40人以下	35/日			
利用定員41人以上	27/日					
専門的支援加算 (重症心身障がい児)	理学療法士等の場合	利用定員20人以下	93/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援給付費(重症心身障がい児)を算定している ②基準の従業者数(児童指導員等加配加算を算定している場合は、加算の算定に必要となる従業者の員数を含む)に加え、理学療法士等(保育士の場合は、5年以上児童福祉事業に従事した者)または児童指導員(5年以上児童福祉事業に従事した者)を1人以上配置(常勤換算)している ③通所支援計画を作成している		
		利用定員21人以上	75/日			
	児童指導員等の場合	利用定員20人以下	62/日			
		利用定員21人以上	49/日			
看護職員加配加算	(I)	利用定員20人以下	100/日	主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターにおいて、基準に定める員数に加え、看護職員を常勤換算で1名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出ており、かつ、医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供することができる旨をインターネットの利用等により広く公表している場合		
		利用定員21人以上	80/日			
看護職員加配加算	(II)	利用定員20人以下	200/日	主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターにおいて、基準に定める員数に加え、看護職員を常勤換算で2名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出ており、かつ、医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供することができる旨をインターネットの利用等により広く公表している場合		
		利用定員21人以上	160/日			
食事提供加算	(I)		30/日	中間所得者である通所給付決定保護者に係る障がい児に対し、指定児童発達を行った場合		
	(II)		40/日	低所得者等である通所給付決定保護者に係る障がい児に対し、指定児童発達を行った場合		



加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求		
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合				
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	15/日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所				
	(Ⅱ)	10/日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所				
	(Ⅲ)	6/日	児童指導員もしくは保育士のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所				
栄養士配置加算	(Ⅰ)	利用定員40人以下	37/日	以下の①及び②を満たしている場合 ①常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置している ②障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っている			
		利用定員41人以上50人以下	30/日				
		利用定員51人以上60人以下	25/日				
		利用定員61人以上70人以下	21/日				
		利用定員71人以上80人以下	19/日				
		利用定員81人以上	16/日				
	(Ⅱ)	利用定員40人以下	20/日		以下の①及び②を満たしている場合 ①管理栄養士又は栄養士を1名以上配置している ②障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っている		
		利用定員41人以上50人以下	16/日				
		利用定員51人以上60人以下	13/日				
		利用定員61人以上70人以下	11/日				
		利用定員71人以上80人以下	10/日				
		利用定員81人以上	9/日				
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者の保護者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合(月に4回まで)				
特別支援加算		54/日	理学療法士、心理指導担当職員等を配置して、児童発達支援計画を踏まえた特別支援計画を作成し、計画的に機能訓練又は心理指導を行うものとして、都道府県知事に届け出た場合				
強度行動障害児支援加算		155/日	強度の行動障がいをもつ児童に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が指定児童発達支援を行った場合 ※児童発達支援給付費(重症心身障がい児)を算定している場合は算定しない				
個別サポート加算	(Ⅰ)	100/日	著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障がい児への支援を充実させるため、5領域11項目の調査項目によるスコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障がい児を受け入れた場合				
	(Ⅱ)	125/日	虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童のケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携(事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む)により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援した場合				
医療連携体制加算	(Ⅰ)	32/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合				
	(Ⅱ)	63/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合				
	(Ⅲ)	125/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
医療連携体制加算	(IV)	800/日 (利用者が1人)	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合		
		500/日 (利用者が2人)			
		400/日 (利用者が3人以上8人以下)			
	(V)	1,600/日 (利用者が1人)	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合		
		960/日 (利用者が2人)			
		800/日 (利用者が3人以上8人以下)			
	(VI)	500/日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算		
(VII)	100/日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合。			
送迎加算	障がい児に対して実施	54/回	障がい児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合 ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。 ※児童発達支援給付費(医療的ケア児)を算定している児童発達支援センターで、当該事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合、片道につき、さらに37単位を加算する。		
	重症心身障がい児に対して実施	37/回	送迎の際に、運転手に加え、基準の規定により置くべき職員(直接従事者に限る)を1以上配置しているとして都道府県知事に届け出た事業所が、重症心身障がい児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合 ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。		
延長支援加算	障がい児	1時間未満	次の①～③を全て満たすものとして都道府県知事に届け出た事業所で、児童発達支援計画に基づく児童発達支援等を行った場合 ① 運営規程に定められている営業時間(送迎時間を除く)が8時間以上である ② 営業時間の前後の時間(延長時間)において支援を行っている ③ 延長時間帯に、規定により置くべき基準の従業者(直接支援業務に従事する者に限る)を1以上配置している		
		1時間以上2時間未満			
		2時間以上			
	重症心身障がい児	1時間未満			
		1時間以上2時間未満			
		2時間以上			
関係機関連携加算	(I)	200/日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、児童発達支援計画作成に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合 ※算定は月1回を限度		
	(II)	200/日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、就学先等との連絡調整及び相談援助を行った場合 ※算定は1回を限度		

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
保育・教育等移行支援加算		500/回	地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所等を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障がい児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合。 ※算定は1回を限度 ※退所後に他の社会福祉施設等に入所等する場合は加算しない		
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 8.1% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅱ)	所定単位の 5.9% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	(Ⅲ)	所定単位の 3.3% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)		
	<p>※(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。  <b>【必要要件】</b>①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p><b>【対象職種】</b>ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員(原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象)</p> <p><b>【キャリアパス要件Ⅰ】</b>福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【キャリアパス要件Ⅱ】</b>福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【キャリアパス要件Ⅲ】</b>経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【職場環境等要件】</b>平成27年4月から((Ⅱ)・(Ⅲ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 1.3% を加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合。 ※(Ⅱ)は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所		
	(Ⅱ)	所定単位の 1.0% を加算			

## 障害児通所給付費報酬算定(加算・減算)点検表

別紙2

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算・減算に該当)がある (算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。)

**放課後等デイサービス**

事業所名: \_\_\_\_\_

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
放課後等デイサービス給付費(障がい児・授業終了後)区分1(3時間以上)	(一)医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合	利用定員10人以下	2,604/日	利用者の状態像の区分、人員配置、利用定員に応じて基本報酬を算定する。		
		利用定員11人以上 20人以下	2,402/日			
		利用定員21人以上	2,302/日			
	(二)医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合	利用定員10人以下	1,604/日			
		利用定員11人以上 20人以下	1,402/日			
		利用定員21人以上	1,302/日			
	(三)医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合	利用定員10人以下	1,271/日			
		利用定員11人以上 20人以下	1,069/日			
		利用定員21人以上	969/日			
	(四)(一)から(三)以外の場合	利用定員10人以下	604/日			
		利用定員11人以上 20人以下	402/日			
		利用定員21人以上	302/日			
放課後等デイサービス給付費(障がい児・授業終了後)区分2(3時間未満)	(一)医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合	利用定員10人以下	2,591/日	利用者の状態像の区分、人員配置、利用定員に応じて基本報酬を算定する。		
		利用定員11人以上 20人以下	2,393/日			
		利用定員21人以上	2,295/日			
	(二)医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合	利用定員10人以下	1,591/日			
		利用定員11人以上 20人以下	1,393/日			
		利用定員21人以上	1,295/日			
	(三)医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合	利用定員10人以下	1,258/日			
		利用定員11人以上 20人以下	1,060/日			
		利用定員21人以上	962/日			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
放課後等デイサービス給付費(障がい児・授業終了後)区分2(3時間未満)	(四)(一)から(三)以外の場合	利用定員10人以下	591/日	利用者の状態像の区分、人員配置、利用定員に応じて基本報酬を算定する。		
		利用定員11人以上 20人以下	393/日			
		利用定員21人以上	295/日			
放課後等デイサービス給付費(障がい児・休業日)	(一)医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合	利用定員10人以下	2,721/日	利用者の状態像の区分、人員配置、利用定員に応じて基本報酬を算定する。		
		利用定員11人以上 20人以下	2,480/日			
		利用定員21人以上	2,372/日			
	(二)医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合	利用定員10人以下	1,721/日			
		利用定員11人以上 20人以下	1,480/日			
		利用定員21人以上	1,372/日			
	(三)医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合	利用定員10人以下	1,388/日			
		利用定員11人以上 20人以下	1,147/日			
		利用定員21人以上	1,039/日			
	(四)(一)から(三)以外の場合	利用定員10人以下	721/日			
		利用定員11人以上 20人以下	480/日			
		利用定員21人以上	372/日			
放課後等デイサービス給付費(重症心身障がい児)	授業終了後	利用定員5人	1,756/日	利用者の状態像の区分、人員配置、利用定員に応じて基本報酬を算定する。		
		利用定員6人	1,467/日			
		利用定員7人	1,263/日			
		利用定員8人	1,108/日			
		利用定員9人	989/日			
		利用定員10人	893/日			
		利用定員11人以上	686/日			
	休業日	利用定員5人	2,038/日			
		利用定員6人	1,706/日			
		利用定員7人	1,466/日			
		利用定員8人	1,288/日			
		利用定員9人	1,150/日			
		利用定員10人	1,039/日			
		利用定員11人以上	810/日			
共生型放課後等デイサービス給付費	授業終了後	426/日	共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所が放課後等デイサービスを行った場合			
	休業日	549/日				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
定員超過減算		70/100	(1)1日の利用者の数が次の数を超えた場合 ①利用定員50人以下:利用定員の150% ②利用定員51人以上:利用定員+(利用定員-50)×25%+25 (2)過去3ヶ月間の利用者の平均が次の数を超えた場合 直近過去3ヶ月の平均利用人員が、利用定員の125%を超過(ただし、利用定員が11人以下の場合は当該利用定員に3を加えた数を超過した場合)		
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき児童指導員、保育士等の員数が基準を満たしていない場合 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内の場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	(イ)が適用された月から3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
児童発達支援管理責任者欠如減算	児童発達支援管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	児童発達支援管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	(イ)が適用された月から5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
放課後等デイサービス計画未作成減算	放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	放課後等デイサービス計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間		
	放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	上記が適用された月から3か月以上連続して当該状態が解消されていない場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間		
自己評価結果等未公表減算		85/100	サービスの質の評価及び、その評価を受けての改善内容をインターネット等により公表及び都へ届出していない場合		
開所時間減算	開所時間4時間未満	70/100	運営規程に定められている営業時間(送迎に要する時間を除く)が4時間未満の場合		
	開所時間4時間以上6時間未満	85/100	運営規程に定められている営業時間(送迎に要する時間を除く)が4時間以上6時間未満の場合		
身体拘束廃止未実施減算		5/日	次の①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施		

加算・減算項目			算定単位	要件等(概要)	届出	請求
児童指導員等加配加算(障がい児)	専門職員(理学療法士等)の場合	利用定員10人以下	187/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援給付費(障がい児)を算定している ②基準の従業者数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤換算)している ③経過措置として障害福祉サービス経験者を配置する事業所において、基準の従業者数と②の加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2人以上配置(常勤換算)している(理学療法士等を配置又は児童指導員等を配置する場合)		
		利用定員11人以上20人以下	125/日			
		利用定員21人以上	75/日			
	児童指導員等の場合	利用定員10人以下	123/日			
		利用定員11人以上20人以下	82/日			
		利用定員21人以上	49/日			
	その他の従業者の場合	利用定員10人以下	90/日			
		利用定員11人以上20人以下	60/日			
		利用定員21人以上	36/日			
児童指導員等加配加算(重症心身障がい児)	専門職員(理学療法士等)の場合	利用定員5人	374/日	以下の①及び②を満たしている場合 ①児童発達支援給付費(重症心身障がい児)を算定している ②基準の従業者数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤換算)している		
		利用定員6人	312/日			
		利用定員7人	267/日			
		利用定員8人	234/日			
		利用定員9人	208/日			
		利用定員10人	187/日			
		利用定員11人以上	125/日			
	児童指導員等の場合	利用定員5人	247/日			
		利用定員6人	206/日			
		利用定員7人	176/日			
		利用定員8人	154/日			
		利用定員9人	137/日			
		利用定員10人	123/日			
		利用定員11人以上	82/日			
	その他の従業者の場合	利用定員5人	180/日			
		利用定員6人	150/日			
		利用定員7人	129/日			
		利用定員8人	113/日			
		利用定員9人	100/日			
		利用定員10人	90/日			
		利用定員11人以上	60/日			
専門的支援加算(障がい児)	利用定員10人以下	187/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援給付費(障がい児)を算定している ②基準の従業者数及び児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者数に加え、理学療法士等(保育士を除く)または児童指導員等を1人以上配置(常勤換算)している ③通所支援計画を作成している			
	利用定員11人以上20人以下	125/日				
	利用定員21人以上	75/日				
専門的支援加算(重症心身障がい児)	利用定員5人	374/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援給付費(重症心身障がい児)を算定している ②基準の従業者数及び児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者数に加え、理学療法士等(保育士を除く)または児童指導員等を1人以上配置(常勤換算)している ③通所支援計画を作成している			
	利用定員6人	312/日				
	利用定員7人	267/日				
	利用定員8人	234/日				
	利用定員9人	208/日				
	利用定員10人	187/日				
	利用定員11人以上	125/日				

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
看護職員加配加算	(Ⅰ)	利用定員5人	400/日	主として重症心身障がい児を通わせる事業所において、基準に定める員数に加え、看護職員を常勤換算で1名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出ており、かつ、医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供することができる旨をインターネットの利用等により広く公表している場合		
		利用定員6人	333/日			
		利用定員7人	286/日			
		利用定員8人	250/日			
		利用定員9人	222/日			
		利用定員10人	200/日			
		利用定員11人以上	133/日			
	(Ⅱ)	利用定員5人	800/日	主として重症心身障がい児を通わせる事業所において、基準に定める員数に加え、看護職員を常勤換算で2名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出ており、かつ、医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供することができる旨をインターネットの利用等により広く公表している場合		
		利用定員6人	666/日			
		利用定員7人	572/日			
		利用定員8人	500/日			
		利用定員9人	444/日			
		利用定員10人	400/日			
利用定員11人以上	266/日					
共生型サービス体制強化加算	児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置	181/日	以下の①～②の全てを満たしている場合 ①児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置している ②地域に貢献する活動を行っている ※左記のいずれか1つの加算のみ算定			
	児童発達支援管理責任者を配置	103/日				
	保育士又は児童指導員を配置	78/日				
家庭連携加算	所要時間1時間未満	187/回	放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合 ※月に4回を限度			
	所要時間1時間以上	280/回				
事業所内相談支援加算	(Ⅰ)	100/回	児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族等に対する相談援助を行った場合 ※月に1回を限度 ※(Ⅰ)は個別、(Ⅱ)はグループでの相談支援を行った場合			
	(Ⅱ)	80/回				
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合			
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	15/日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所			
	(Ⅱ)	10/日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所			
	(Ⅲ)	6/日	児童指導員もしくは保育士のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所			
欠席時対応加算	(Ⅰ)	94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者の保護者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合(月に4回まで)			
	(Ⅱ)	94/回	急病等により、サービス提供時間が90分以内となった場合において、従業者が当該児童の状況、提供した支援内容等を記録した場合			
特別支援加算		54/日	理学療法士、心理指導担当職員等を配置して、放課後等デイサービス計画を踏まえた特別支援計画を作成し、計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合			
強度行動障害児支援加算		155/日	強度の行動障がいをもつ就学児に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が指定放課後等デイサービスを行った場合 ※放課後等デイサービス給付費(重症心身障がい児)を算定している場合は算定しない			



加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
個別サポート加算	(I)	100/日	次の①または②に該当すると市町村が認めた障がい児に指定放課後等デイサービスの提供を行った場合 ①食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。 ②270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。		
	(II)	125/日	虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携(事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む)により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援した場合 ※障がい児への支援の状況等の連携先期間等との共有は年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管し、連携先機関等と共有する等、双方で共有すること。		
医療連携体制加算	(I)	32/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合		
	(II)	63/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合		
	(III)	125/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合		
	(IV)	800/日 (利用者が1人)	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合		
		500/日 (利用者が2人)			
		400/日 (利用者が3人以上8人以下)			
	(V)	1,600/日 (利用者が1人)	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合		
		960/日 (利用者が2人)			
		800/日 (利用者が3人以上8人以下)			
	(VI)	500/日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算		
(VII)	100/日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合。			

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
送迎加算	障がい児に対して実施	54/回	障がい児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合 ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。 ※児童発達支援給付費(医療的ケア児)を算定している事業所で、当該事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合、片道につき、さらに37単位を加算する。			
	重症心身障がい児に対して実施	37/回	送迎の際に、運転手に加え、基準の規定により置くべき職員(直接従事者に限る)を1以上配置しているとして都道府県知事に届け出た事業所が、重症心身障がい児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合 ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。			
延長支援加算	障がい児	1時間未満	61/日	次の①～③を全て満たすものとして都道府県知事に届け出た事業所で、放課後等デイサービス計画に基づく児童発達支援等を行った場合 ① 運営規程に定められている営業時間(送迎時間を除く)が8時間以上である ② 営業時間の前後の時間(延長時間)において支援を行っている ③ 延長時間帯に、規定により置くべき基準の従業者(直接支援業務に従事する者に限る)を1以上配置している		
		1時間以上2時間未満	92/日			
		2時間以上	123/日			
	重症心身障がい児	1時間未満	128/日			
		1時間以上2時間未満	192/日			
		2時間以上	256/日			
関係機関連携加算	(I)	200/日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、放課後等デイサービス計画作成に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合 ※算定は月1回を限度 ※共生型サービス体制強化加算を算定していない場合は算定しない(共生型放課後等デイサービス事業所)			
	(II)	200/日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、就学先、就職先(企業及び官公庁)等との連絡調整及び相談援助を行った場合 ※算定は1回を限度			
保育・教育等移行支援加算		500/回	地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス事業所等を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障がい児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合。 ※算定は1回を限度 ※退所後に他の社会福祉施設等に入所等する場合は加算しない			
福祉・介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位数に8.4%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(II)	所定単位数に6.1%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(III)	所定単位数に3.4%を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	※(I)～(III)のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。 【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている					

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
福祉・介護職員処遇改善加算			<p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員(原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象)</p> <p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から((Ⅱ)・(Ⅲ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の1.3%を加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合。 ※(Ⅱ)は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所		
	(Ⅱ)	所定単位の1.0%を加算			

## 障害児通所給付費報酬算定(加算・減算)点検表

別紙2

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算・減算に該当)がある (算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。)

### 居宅訪問型児童発達支援 事業所名:

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
訪問支援員特別加算		679/回	障害児の支援経験がある作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して、訪問支援を行う場合		
居宅訪問型児童発達支援計画未作成減算	居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	居宅訪問型児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間	/	
	居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	上記が適用された月から3か月以上連続して当該状態が解消されていない場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間		
児童発達支援管理責任者欠如減算	児童発達支援管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間	/	
	児童発達支援管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	上記が適用された月から5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
身体拘束廃止未実施減算		5/日	①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施	/	
特別地域加算		所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域(平24厚労告第182号)に居住している障がい児に対して、居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合	/	
通所施設移行支援加算 ※1回を限度		500/日	加算については以下のとおり取り扱う (一)居宅訪問型児童発達支援を利用する障がい児が通所支援事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障がい児及びその家族に対して相談援助を行った場合 (二)通所施設移行支援加算の対象となる支援を行った場合は、支援を行った日及び支援内容に関する記録を行う	/	
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合	/	
福祉・介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位の8.1%を加算	キャリアパス要件I、キャリアパス要件II、キャリアパス要件III、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)	/	
	(II)	所定単位の5.9%を加算	キャリアパス要件I、キャリアパス要件II、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求
福祉・介護職員処遇改善加算	(Ⅲ) 所定単位の 3.3% を加算	<p>キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)</p> <p>※(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。  <b>【必要要件】</b>①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p><b>【対象職種】</b>ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員(原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象)</p> <p><b>【キャリアパス要件Ⅰ】</b>福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【キャリアパス要件Ⅱ】</b>福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【キャリアパス要件Ⅲ】</b>経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること  <b>【職場環境等要件】</b>平成27年4月から((Ⅱ)・(Ⅲ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	所定単位の 1.1% を加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合。		

# 障害児通所給付費報酬算定(加算・減算)点検表

別紙2

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績(加算・減算に該当)がある (算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。)

## 保育所等訪問支援

事業所名：

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
訪問支援員特別加算		679/日	厚生労働省が定める施設基準を満たす、専門職員が支援を行う事業所で、指定保育所等訪問支援を行った場合		
保育所等訪問支援計画未作成減算	保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	保育所等訪問支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間	/	
	保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	上記が適用された月から3か月以上連続して当該状態が解消されていない場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間		
同一日に同一の場所で支援を提供した場合		93/100	同一日に同一場所で複数の障がい児に指定保育所等訪問支援を提供した場合	/	
児童発達支援管理責任者欠如減算	児童発達支援管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間	/	
	児童発達支援管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	上記が適用された月から5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
特別地域加算		所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域(平27厚労告第182号)にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合	/	
身体拘束廃止未実施減算		5/日	①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者へ周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施	/	
初回加算		200/月	新規に保育所等訪問支援計画を作成した障がい児に対して、児童発達支援管理責任者が初回又は初回の指定保育所等訪問支援を行った月に同行訪問した場合	/	
家庭連携加算	所要時間1時間未満	187/回	保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合 ※月に2回を限度	/	
	所要時間1時間以上	280/回			
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合	/	
福祉・介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位の8.1%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)		

加算・減算項目	算定単位	要件等(概要)	届出	請求		
福祉・介護職員処遇改善加算	(Ⅱ)	所定単位に5.9%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
	(Ⅲ)	所定単位に3.3%を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合(要件の詳細については下記参照)			
<p>※(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。</p> <p><b>【必要要件】</b>①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p><b>【対象職種】</b>ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員(原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象)</p> <p><b>【キャリアパス要件Ⅰ】</b>福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p><b>【キャリアパス要件Ⅱ】</b>福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p><b>【キャリアパス要件Ⅲ】</b>経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p><b>【職場環境等要件】</b>平成27年4月から((Ⅱ)・(Ⅲ)は平成20年10月から)届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容(賃金改善に関するものを除く)及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	所定単位に1.1%を加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合。				

## サービス利用者一覧表（児童発達支援）

年	月	～	年	月
---	---	---	---	---

## 事業所名

NO	利用者名 (注2)	受給者証発行市区町村名	障害種別	年齢	利用者負担上限月額 (注3)	利用開始(終了)年月日 (注4)	利用状況(注5)			加算の有無(注5)												他サービス利用状況(注5)																		
							未就学児	未就学児以外	重症心身障害児	家庭連携加算	事業所内相談支援加算	訪問支援特別加算	利用者負担上限額管理加算	欠席時対応加算	特別支援加算	強度行動障害児支援加算	個別サポート加算	医療連携体制加算	送迎加算	延長支援加算	関係機関連携加算	保育・教育等移行支援加算	居宅介護	行動支援	移動支援	その他事業	自費													
例	町田 一子	町田市	知的	12	4600	2016/4/1	○				○		○	○				○																						
1																																								
2																																								
3																																								
4																																								
5																																								
6																																								
7																																								
8																																								
9																																								
10																																								
11																																								
12																																								

注1 任意様式で作成されてもかまいません。（但し、上記項目を満たしている様式をお願いします。）

注2 「利用者名」欄は、実地指導の対象期間（過去1年間）にサービスを利用している（いた）利用者名を記載してください。（例：実地指導月平成27年6月→平成26年6月～平成27年5月）

注3 「利用者負担上限月額」欄には、最新の受給者証に記載されている利用者負担額を記入してください。

注4 「利用開始(終了)年月日」欄は、その事業所を使い始めた年月日を記入してください。

利用が終了している場合は、開始年月日及び終了年月日を記入してください。（例：開始年月日～終了年月日→2016年4月1日～2017年3月31日）

注5 「利用状況」欄、「加算の有無」、「他サービス利用状況」欄については、過去1年間の「有・無」を「○・×」で記入してください。



